

資料

国際収支統計の改訂について

(目 次)

はじめに

1. 改訂の背景

2. 主な改訂内容

- (1) 国内公表形式の変更
- (2) 新規項目の把握・計上
- (3) 項目分類の変更・細分化
- (4) 計上方法の改善

3. 新統計構成項目の内容

(1) 経常収支

- イ. 貿易・サービス収支
- ロ. 所得収支
- ハ. 経常移転収支

(2) 資本収支

- イ. 投資収支
- ロ. その他資本収支

(3) 外貨準備増減

4. 組替え統計から見た新統計の特徴

おわりに

はじめに

わが国の国際収支統計は、1966年に現行形式で作成され始めて以来、約30年が経過したが、その後の経済環境の大きな変化に伴い、現在では国際経済取引の実態を十分に反映できなくなっている。このため、日本銀行国際局では、大蔵省と共同で、国際収支統計の抜本的な改訂について検討を進めてきた(注1)が、いよいよ1996年1月分統計(本年3月公表予定)から、新統計に移行することとなった。本稿では、今

回改訂に至った背景、主な改訂内容、新統計の構成項目などについて解説し、新しい統計の利用者の利便に資することとしたい。

1. 改訂の背景

国際収支統計とは、原則として①一定期間における、②居住者・非居住者間の経済取引を、③市場価格を基準に、④所有権ないし債権・債務の移転があった時点を計上時期とし、⑤同額の二つの項目に貸記・借記する『複式計上方式』

(注1) 外国為替及び外国貿易管理法(以下、外為法と略す)により、大蔵大臣は対外の貸借および国際収支に関する統計を作成し、内閣に報告することが義務付けられているが、これら統計作成の実務および関連する報告書の受理は外為法の実施規定により日本銀行に委任されている。

により、体系的に把握・記録し、対外受払・収支動向を明らかにした統計表である。

国際収支統計は、相互依存関係を強めている世界経済の中であって、各種の経済分析や研究、例えば、直接投資と貿易の関係、サービス貿易拡大の実情、為替相場と国際収支の関係、などの分析や、経済政策の運営において重要な統計データとして利用されている。

国際収支統計は世界各国の政府や中央銀行等により作成されているが、各国が共通のルールにより統計を作成すれば、各国比較等を行う上で利便性が高まるほか、全世界合計および各国収支の統計精度について相互検証することが可能となる。このため、国際通貨基金（IMF）では、共通のルールにより作成した国際収支統計をIMFに報告することを求めており、この国際的な標準ルールが、いわゆるIMFの「国際収支マニュアル」（Balance of Payments Manual）である。なお、各国では、国際収支マニュアルで定められている標準構成項目を自国向けにアレンジした形式で国内公表を行っている。

IMFの「国際収支マニュアル」は1948年以来作成されているが、国際収支統計に関連する金融経済情勢の変化に伴い、これまで5回にわたり改訂されてきた。直近の改訂は93年9月に刊行された「国際収支マニュアル第5版」（以下本稿では「新マニュアル」と略す）であるが、

今回の改訂の背景には、「国際収支マニュアル第4版」（1977年刊行）以降、急速に進展した国際金融・資本市場の広範な変化に伴い、従来の手法では、金融派生商品に代表される新しい資本取引や、多様化しているサービス取引などの把握・分類について十分な対応ができなくなり、世界各国の統計上の不整合（注2）も無視し得なくなったこと等の事情がある。なお、新マニュアルでの主要な変更点としては、①国際収支統計の概念的枠組みをフロー取引と共に、対外金融資産負債残高統計にまで拡大したこと（フロー・ストック一体としての統計作成の提唱）、②国民経済計算体系（SNA）における海外勘定との関係強化、③経常勘定におけるサービス取引と所得取引との峻別およびサービス取引項目の拡充、④新しい金融取引等の捕捉と計上範囲の拡大、の4点があげられる。

わが国の国際収支統計の計上・評価方法、公表形式等は、1966年以来、大きな変更がなされないまま約30年が経過したことから、前述のような最近の国際金融・資本取引の変化への対応が十分ではなかったばかりでなく、他の先進国では既に対応が進んでいる「再投資収益」のような資金の移動を伴わない取引の計上（注3）も行われていなかった。こうした状況のもと、92、93両年の外国為替等審議会（以下外為審と略す）報告における統計改訂の必要性についての提言や、93年のIMFによる「新マニュアル」の刊

（注2）例えば、世界各国の経常収支の合計値はゼロとなるはずであるが、IMFの集計によると1980年以降マイナス幅を拡大し始め、1982年にはこうした不突合が△1100億ドルにも達した。このため、IMFでは、統計専門家による「経常収支不突合に関する作業部会」（84～87年）において、原因を調査し、各国当局に改善勧告を行ったほか、資本取引にかかる各国間の統計不整合についても、「国際資本フロー作業部会」（90～92年）で検討を行った。これらの成果は、「新マニュアル」の改訂にも反映されている。

（注3）わが国の国際収支統計の作成の基本資料としては、主として外為法に基づく諸報告書が利用されているが、これらは行政目的を主眼とする報告であることから、資金移動を伴わない取引の捕捉が不十分であった。

行を受けて、本格的な改訂作業が開始された。すなわち、93年10月、外為審の「国際金融取引における諸問題に関する専門部会」の下に「国際収支統計の見直しに関する小委員会」が設置され、学識経験者、統計報告者等による検討が行われたが、その結果は94年6月外為審に報告された。大蔵省および日本銀行では同報告を踏まえ、具体的内容の詰めの作業を行い、今回の抜本的改訂の実施に至った。

2. 主な改訂内容

(1) 国内公表形式の変更（後掲図表1）

（総合収支および金融勘定の廃止）

これまでわが国の国際収支表（総括表）は、IMFの標準構成項目を複数のカテゴリーに分類、組み直したいわゆる「分析的発表形式」により公表していた。すなわち、国際収支の公表形式は「経常収支」（貿易収支・貿易外収支・移転収支で構成）、「長期資本収支」、「基礎収支」（経常収支・長期資本収支で構成）、「短期資本収支」、「総合収支」（基礎収支・短期資本収支・誤差脱漏で構成）および「金融勘定」に区分され、「総合収支」と「金融勘定」の間に線（ライン）を引き（ラインより上をアバブ・ザ・ライン、その下をビロウ・ザ・ラインと呼称）、「金融勘定」と「総合収支」が一致するように「誤差脱漏」の項目で調整される形式となっていた。この方式は、1966年4月にそれまでの外国為替統計に代えて採用されて以来、今回の改訂が行われるまで、約30年間にわたり大枠が維持されてきた。

従来、国際収支表を「総合収支」（アバブ）と「金融勘定」（ビロウ）にラインで区分する方式が採られてきたのは、①一国の対外取引全体の状況は、公的および外国為替公認銀行の対外流

動性ポジションの変化により把握可能であり、②総合収支（自律的取引）は、金融勘定（受動的取引）によりファイナンスされるという概念が想定されていたためと考えられる。しかしながら、対外資本取引の自由化の進展に伴い、いまでは、金融勘定の中にも各種の取引動機による自律的取引が少なくなく、もはや総合収支尻を調整する仕組みとして、ラインの上下を区分することの意義は薄れていると考えられている。

こうした状況下、今回の統計改訂では、わが国の公表形式として、分析的収支尻概念は残しつつも、「総合収支」＝「金融勘定」という区分を撤廃し、国際収支にラインを引くことを取り止め、IMFの標準構成項目の配列に準拠する方式に変更することとした。この結果、従来の国際収支総括表上、マイナス符号は、「資本収支」では資本の流出（資産の増加および負債の減少）を示し、「金融勘定」では逆に対外支払ポジションの悪化（資産の減少および負債の増加）を示すものであったが、新統計では、すべての資本収支項目において、マイナス符号は資本の流出を表すことで統一され、また「誤差脱漏」は国際収支表の末尾に移項、「誤差脱漏」調整後の国際収支各項目の総合計はゼロになる仕組みとなった。

（移転収支を経常移転収支と資本移転収支に分割）

従来、「移転収支」は一括して「経常収支」に計上されていたが、新マニュアルでは、移転項目をSNAの計上範囲に合わせるため、「資本収支」の構成項目である「資本移転」（相手国の資本形成のための無償資金援助や「対価を伴わない固定資産の所有権の移転」および債権者が対価を受け取らない「債務免除に伴う移転」と、

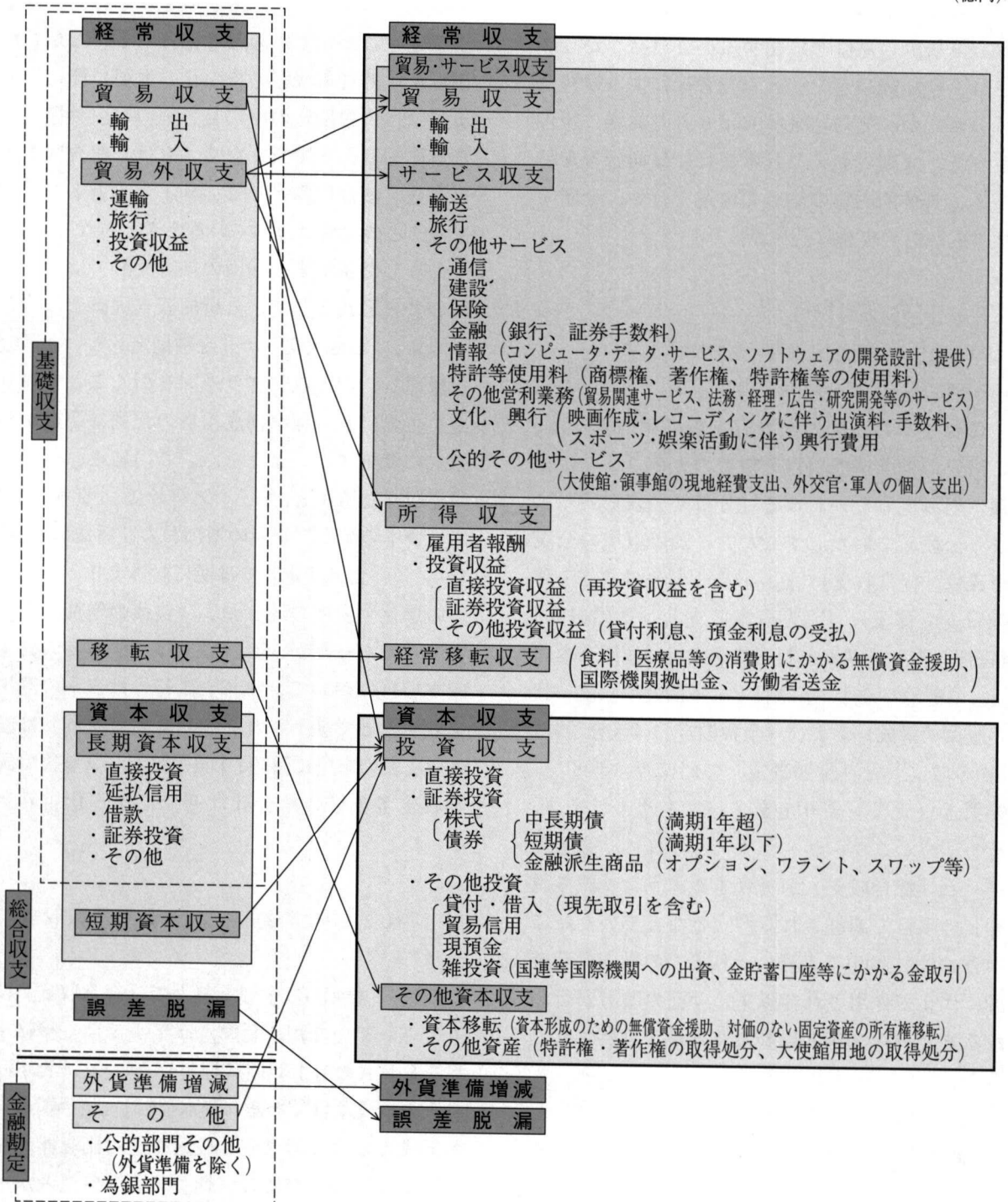
(図表1)

国際収支統計の新旧発表形式

旧統計の発表形式
(億円〔百万ドル〕)

新統計の発表形式

(億円)



※ →は主要な対応を示す

「経常収支」に含まれる「経常移転」（資本移転ではないすべての移転）とに区分することを提案している。

わが国の新国際収支統計においても、SNAとの整合性向上を企図して、「移転収支」を、「経常移転収支」と「資本移転収支」に分割し、「資本移転収支」は、経常勘定には含めず資本勘定に計上することとした。

（貿易外収支の廃止とサービス収支および所得収支の新設）

新マニュアルでは、近年のサービス貿易の拡大およびSNAとの整合性確保の観点から、経常勘定においてサービス取引と所得取引を明確に区分することを提案すると共に、サービス取引の構成項目数を4分類から11分類に増やしている。

わが国では、これまで、「運輸」、「旅行」、「投資収益」、「その他」で構成される「貿易外収支」を公表していたが、新統計では、貿易外収支を廃止して「サービス収支」と「所得収支」を新たに設け、内訳項目についてもマニュアルに準じて細分化することとした。

また、海外主要国との統計比較やSNAとの対応関係など、統計利用者の利便向上に資するべく、「貿易収支」と「サービス収支」とを合計し、GDPのネット外需に相当する「貿易・サービス収支」の項目を新たに設けた。

これにより、新統計の「経常収支」は、「貿易・サービス収支」（その内訳として「貿易収支」および「サービス収支」）、「所得収支」および「経常移転収支」から構成されることとなった（図表2）。

（図表2） 新しい国際収支統計とSNA（国民経済計算体系）の関係

SNA		新国際収支統計	旧国際収支統計
国民 経常 余剰	経常海外余剰	貿易収支	貿易収支
	海外からの要素所得（純）	サービス収支	貿易外収支
	海外からの経常移転（純）	所得収支	移転収支
		経常移転収支	
		資本移転収支	

（注）上図におけるSNA項目および新旧国際収支統計各収支の関係は、基本的な対応を示すもの。

（参考）国内総生産（GDP）＝内需＋ネット外需
 国民総生産（GNP）＝GDP＋海外からの要素所得（純）
 ＝内需＋経常海外余剰

(長短資本収支および基礎収支の廃止)

これまでの「資本収支」は、「借款」等では、原契約上の満期日までの期間が1年超(あるいは期間の定めがない)か1年以下(あるいは要求払い)かにより、同様に、「証券投資」についても、取引される証券の発行時における満期までの期間が1年超か以下かにより、長期・短期の分類がなされていた。しかしながら、「長期資本収支」の中にも長期債の短期売買など短期的な取引が、また、「短期資本収支」の中にも短期貸付のロールオーバーなど長期的な取引が、それぞれかなりの規模で含まれていることから、もはや、満期日による区分自体、分類の基準としての重要性が低下しているものと考えられている。このため、新統計においては、「長期資本収支」と「短期資本収支」の区分を廃止することとし、さらに、従来の「長・短資本収支」と「外貨準備」以外の「金融勘定」を統合して、「投資収支」として一本化することとした。なお、統計利用者の利便を考え、内訳として「投資収支」のうちの「その他投資」については、長短区分を残したほか、同じく「証券投資」についても、長期債、短期債等の期間区分を設けることとした。また、従来は「経常収支」と「長期資本収支」の和をもって「基礎収支」としてきたが、「長期資本収支」概念の廃止に伴い、これも廃止することとした。

(表示通貨の円建て化)

これまで、国内での国際収支統計の公表は、円建てと米ドル建ての両方で行われていたが、

詳細な内訳項目については米ドル建てのみであったほか、IMFに対する報告についても米ドル建てとなっていた。これは、戦後のかなりの期間、対外取引の大半が米ドル建てで行われていたほか、国際収支統計が外国為替管理と密接に関連していたことの名残りと考えられる。しかしながら、わが国の対外取引における円建て比率が上昇していることに加え、主要国では国際収支統計を自国通貨建てで作成・報告することが一般的であること、新マニュアルでも、『IMFに対する報告については国内で用いている計算単位で統計を作成することを各国に要請する』と規定されていること、国民所得統計等円建てで作成されている国内諸統計との比較における利便性の向上を図れること、等を総合的に考慮、今回の統計改訂を機に、新しい国際収支統計の作成、公表は円建てのみで行う(注4)こととした。

(2) 新規項目の把握・計上

(再投資収益の計上)

再投資収益とは、対内外直接投資先の収益のうち未配分のまま内部留保されている部分であるが、IMFマニュアルでは、再投資収益は直接投資先に対する追加投資であるとみなしている。すなわち、再投資収益は直接投資家に「投資収益」として一旦分配された後、直接投資先に再度「直接投資」されたものとして、「投資収益」と「直接投資」の両方に同時に計上することが規定されている。

国際的な直接投資の増加に伴い、再投資収益

(注4) IMFは従来から、各国当局の報告する原則として「自国通貨建ての統計」を基に、IMFが算出した月中平均レートを用いて、「米ドル換算統計」を作成、「International Financial Statistics」(IFS)において公表している。したがって国際収支統計の各国比較には、各国共通の換算方法で米ドル換算されたIFSの利用が適している。

への関心が高まるとともに、「IMF 経常収支の不突合に関する作業部会報告」（1987年）において、再投資収益の非計上が経常収支不突合の一要因と考えられるとして、その計上の重要性が指摘されたほか、「IMF 国際資本フロー作業部会最終報告」（1992年）においても、非計上国は早急に計上するよう勧告されており、現在多くの主要国では既に計上を行っている。しかしながら、わが国においては、実際に資金フローを伴わない再投資収益の把握が困難であったため計上されておらず、各国との統計比較における制約の一つとなっていた。

このため、今回の統計改訂において、大蔵省では政省令に所要の手当てを行った上で、対外直接投資を行っている一般企業等および、対内直接投資を受けている一般企業等に対し、新たに「内部留保等に関する報告」の提出（日本銀行経由）を求め、これに基づき、「再投資収益」を算出、計上することとした。

（金融派生商品の計上）

金融技術革新、セキュリティゼーションの進展に伴い、従来の統計では十分に把握されていない金融取引が増加し、これが国際的な不突合や誤差脱漏発生の原因となっている。このため、新マニュアルでは『証券投資の計上範囲を拡大し、従来型および新型の金融市場商品や、金融派生商品、さらには革新的な長期債をも含む』こととして、これらの商品に関連した国際収支の計上方法について、詳細に規定している。

これまで、わが国の国際収支統計においては、居住者が海外の取引所で行う取引と非居住者が国内取引所で行う取引に伴って生じる証拠金、手数料並びに対象金融商品の受渡決済等は明示的に計上されていた（証拠金は短期資本収支な

いし金融勘定に、手数料は貿易外収支・民間取引・手数料に、受渡決済は現物が該当する対応項目にそれぞれ計上）が、スワップ取引に伴う資金フロー等は他の項目に混入して計上されており、さらに店頭取引にかかる金融先物・オプション取引等は国際収支に計上されず誤差脱漏となっていた。今回の改訂においては、店頭取引にかかる金融派生商品、通貨スワップの交換元本、ワラントなどについても、これら取引のオンバランス部分を中心に統計が把握できるよう報告体制を整備し、これらの諸報告を元に、証券投資の中に「金融派生商品」の項目を新たに設けることとした。

（ゼロクーポン債利子の発生主義による計上）

わが国の国際収支統計では、これまで、利子所得は実際に現金の受払が発生したもののみをその時点（報告書に現れた時点）において把握、計上していた。この結果、利付債ではクーポン収入を利子所得として扱う一方、割引債等については、利子相当部分である割引料を利子所得としては計上せず、償還、売却時点でキャピタルゲイン・ロスと合わせて証券投資に計上するという扱いとなっていた。

これに対し、新マニュアルでは、証券投資の利子所得について発生主義を採用し、『利子が実際に支払われない場合は、経常勘定に計上すると同時に、支払いに関する請求権の増加を反映させるように投資勘定の貸方に対応計上しなければならない。この両建て計上は、ゼロクーポン債やその他ディープディスカウント債の場合とくに重要である。これらの債券については、発行価格と満期日における価額の差額を、発生主義に基づき、当該債券の全期間にわたる利子支払として取り扱う』と規定している。

発生主義により利子所得と証券投資を完全に区分するためには、各期のクーポン所得のほか償還価格と取得価格との差額に関するデータを徴求する必要があるが、後者をすべての債券取引において行うことは報告者負担等実務上の困難を伴うことから、今回の改訂においては、長期のゼロクーポン債についてのみ所要のデータ収集のため新たな報告を求めることとし、額面金額と利回りから利子所得を推計して、所得収支に計上することとした（対応勘定として証券投資に同額を逆符合で計上）。

（3）項目分類の変更・細分化 （資本取引の部門別統計の充実）

新マニュアルでは、居住者側の取引者の属する部門に応じて『証券投資およびその他投資に関して、「通貨当局」、「一般政府」、「銀行」および「その他部門」の4部門に区分する』と規定されている。これは、金融取引項目について、資産側では国内（居住者）債権者が、負債側では国内（居住者）債務者が、いかなる部門に属しているか（例えば、政府部門であるか銀行部門であるかなど）を区分した、いわゆる部門別統計を整備し、国際収支統計とSNAなど他の統計との関係を強化しようとするものである。

従来、わが国の国際収支統計には、金融勘定が銀部門を除いて、部門別分類は基本的に存在していなかったが、国際的な調和、統計利用者の利便等を総合的に勘案し、今回の統計改訂を機に、「証券投資」、「その他投資」について、部門別分類を新たに導入することとした。なお、

部門区分については、わが国の実情に合わせて、「公的部門」（一般政府、通貨当局、公的金融法人の合計）、「銀行部門」（銀行のほか、共同組織金融機関等の銀行以外の預金取扱金融機関を含む）、「その他部門」の3部門区分とした（図表3）。

（投資用金の投資収支への移項）

IMFマニュアルでは、当局が準備資産として保有する金（貨幣用金）以外のすべての金（非貨幣用金）の輸出入は財貨としてグロスで計上することとされており、これまでわが国の国際収支統計においても「貿易収支」に計上していた。しかしながら、非貨幣用金のうち金投資口座など所有権は移転しても現物の移動は行われない金（投資用金）にかかる取引は、実質的には金を担保とした資本取引と類似する性格を有しており、貿易収支に含めると実態判断を見誤ることがあるほか、国際収支統計を原データとして利用している他の経済統計（例えば国民所得統計等）に影響する可能性がある（注5）。

このため、新統計では、上記のような問題を回避すべく、「投資用金」を「投資収支」に計上することとした（ちなみにわが国との金取引の大宗を占める英国、シンガポールでもこれらの金取引については資本取引として計上）。

（地域別統計の拡充）

IMFでは、地域別統計の作成について、第4版マニュアルまでは補章における記述にとどめていたが、新マニュアルでは独立の1章を設

（注5）例えば、金投資口座の解約が相次いだ1991年度には金の輸出（統計上は金のマイナスの輸入）の増加が見掛け上の貿易黒字を拡大させたばかりでなく、国際収支統計は国民所得統計に利用されていることから、「外需」を通じ経済成長率を上振れさせたものとみられる（後述、4.「経常収支の新旧比較」参照）。

(図表3) 資本取引の部門別区分

マニュアル上の部門別分類		新統計の部門区分	
銀行部門	預金取扱金融機関	銀行部門	
	郵便貯金特別会計		
一般政府部門	中央政府 (外国為替資金特別会計を除く)	公的部門	
	地方政府		
	社会保障基金		
通貨当局部門	外国為替資金特別会計		
その他部門	日本銀行		その他部門
	日本輸出入銀行		
	日本開発銀行		
	海外経済協力基金		
	その他公庫等		
	証券会社		
	投資信託会社		
	保険会社		
その他			

けるなど、重視する姿勢を強めている。この背景について、新マニュアルでは、『地域別統計は、マニュアル第4版発刊以来、統計分析上および政策目的上、重要性を増しつつある。地域別統計がますます重要となってきたのは、個々の国の間で、あるいは経済圏のグループ間で大規模な収支不均衡が顕現化してきたことや、経済・通貨統合への移行の動きが明確にみられることなどの状況の変化を反映したものである』と記述している。

わが国では、これまで年2回、9か国5地域について地域別統計を作成してきたが、新統計では、各国別統計を大幅に増やしたほか、地理的地域別分類の整理・拡充を図り、さらに、経

済圏別分類についてもOECD、EUに加え、ASEAN諸国合計を新たに掲載するなどの見直しを行った（後掲図表4）。

(4) 計上方法の改善

(為替換算レートの実勢化)

国際収支の各項目は統一的な為替レートにより換算されるべきであり、これが不統一であると、項目間において、換算による誤差が生じることになる。このため、新マニュアルでは、換算レートについて、『最も適当な為替相場は、取引日の実勢市場相場であり、実勢相場が得られない場合は適用し得る最短期間における平均為替相場を用いるべき』と規定されている。

(図表4) 地域別国際収支の国・地域区分新旧対照表

旧統計				
O	E	C	D	諸国
ア	メ		リ	カ
カ		ナ		ダ
E	U		諸国	
フ	ラ		ン	ス
ド		イ		ツ
イ	タ		リ	ア
英				国
オ	ー	ス	ト	ラ
				リ
				ア
東	南	ア	ジ	ア
N	I	E	S	
(韓国、台湾、香港、シンガポール)				
ロシア・中国・東欧等				
中	華	人	民	共
ロ		シ		和
				国
				ア
そ	の	他	諸	国
国	際	機	関	
非	分			類

新統計				
ア		ジ		ア
中				国
台				湾
韓				国
香				港
シ	ン	ガ	ポ	ー
タ				ル
イ	ン	ド	ネ	イ
マ	レ	イ	シ	ア
フ	イ	リン	ビ	ン
イ				ド
北				米
米				国
カ		ナ		ダ
中		南		米
メ	キ		シ	コ
ブ	ラ		ジ	ル
大		洋		州
オ	ー	ス	ト	ラ
ニ	ュ	ー	・	リ
				ア
				ド
西				欧
ド			イ	ツ
英				国
フ		ラ	ン	ス
オ		ラ	ン	ダ
イ		タ	リ	ア
ベル	ギー	・	ルク	セン
ス			セイ	ブル
ス	ウ	エ	ー	グ
ス	ペ		イ	ス
				ン
東	欧	・	ロ	シ
				ア
				等
中				東
サ	ウ	デ	イ	・
ア	ラ	ブ	首	長
イ			ラ	
				国
				連
				邦
				ン
ア	フ		リ	カ
				共
				和
				国
国	際	機	関	
非	分			類
参	O	E	C	D
	A	S	E	A
				N
考	E	U		諸
				国

わが国の国際収支統計作成のベースとしては、「貿易統計」のほか、報告義務者から提出される各種の報告書類が使用されているが、これらの報告書は、取引された原通貨を半年毎に決定される直前6か月の平均相場（いわゆる「報告省令レート」）で、米ドル建てに換算して報告されるものが少なくないほか、統計作成の過程でも、ドル建て以外の報告計数は統計作成部署において「報告省令レート」によるドル建て換算後、集計が行われてきた。こうした扱いが、実勢に近いレートで換算、統計が作成される「貿易収支」^(注6)と「省令レート」による換算が適用される「貿易収支」以外の各収支の間に、為替変動に起因する不突合（誤差脱漏の要因の一つ）を生じさせる原因となっていた。今回の改訂においては、報告者の負担を勘案しつつも、かかる不突合を減少させることを企図して、換算レートをできるだけ実勢化することとし、「報告省令レート」を毎月見直す方法を採用した。

（証券投資の両建て計上の是正）

これまで「資本収支」のうちの「証券投資」統計を作成する上での基本資料である、非居住者との証券売買に関する各種の報告書は、外為法に基づく「外貨証券」（外貨建てまたは外国で支払の行われる証券）と「円払証券」（国内で円で支払の行われる証券）の通貨区分（従ってユーロ円債は外国で支払が行われることから外貨証券の扱い）により作成されており、居住者発行

証券と非居住者発行証券には分離されていなかった。このため、外貨証券をわが国の資産に関する取引、円払証券を同じく負債に関する取引として計上せざるを得なかったことから、居住者発行外債は、発行時に負債の増加として計上される一方、同債券を居住者が購入する場合には負債の減少ではなく資産の増加として計上され、結果として、同一の証券の取引が資産・負債に両建てで計上される（同様に非居住者が国内で発行した円払証券〈いわゆるサムライ債〉を非居住者が購入した場合も、両建て計上が発生）という問題が生じていた（ただし、いずれにしても、資産・負債ネットベースの収支尻では影響は生じない）。

新マニュアルでは、同一の資産が負債との両建てにならないように計上することが規定^(注7)されていることから、今回の統計改訂において、大蔵省では、関連する省令・通達を改正し、居住者、非居住者間の債権・債務の関係を正しく把握できるように報告書式の手直しを行った。この結果、新統計では原則として、居住者発行外債にかかる取引は「負債」に、同じく非居住者発行国内債にかかる取引は「資産」に分類されることとなり、証券投資の両建て計上という問題は解消されることとなった。

（残高統計の改善）

新マニュアルでは、「国際収支」と対外金融資産負債残高にかかる貸借対照表である「国際投

（注6）貿易収支のベースとなる通関統計は、関税定率法に基づき大蔵省令で定めるいわゆる「通関レート」（2週間前の週平均為替相場）で換算されており、実勢に近い為替換算が行われている。

（注7）新マニュアルでは、『特定の資産について生じた複数の増減、あるいは同一の標準構成項目に分類されている複数の異なる資産の増減は単一の計上額に集計されるべきである。その計上額は、当該計上期間中のその種の資産の保有にかかるすべての増減のネットの効果を反映する。例えば、ある経済圏の居住者企業が発行した証券の（非居住者による）購入は、（非居住者による）当該証券の売却と合算したネットの増減額をその項目に計上する』と規定。

「資産ポジション」を、一国の対外勘定を把握する上で、1セットとして取扱うことを提唱しており、『すべての金融資産・負債は期末日現在などの特定時点の市場価格で評価すべき』としている。なぜならば、残高統計の増減には、「国際収支」統計として把握されているフローの「取引要因」以外の変動要因、例えば、「為替変動要因」、「市況変動要因」等を含んでおり、これらの総合的な把握を可能とするためである。

わが国では、1972年以降、対外資産負債残高統計を作成してきたが、これまでは、データ収集上の制約から、多くの部分がフロー計数の積み上げにより算出されていたため、評価増減の反映が正確に行われていなかった。今回の統計改訂では、直接投資、証券投資等について、期末残高の計数が把握できるよう報告様式の手直しを行い、これらの残高報告を基本資料として、

新残高統計を作成することとした。

3. 新統計構成項目の内容

以下では、新統計を構成する各項目について、従来の統計からの変更点を中心に解説することとする。

なお、ここで解説している総括表項目および内訳項目のうち主要なものについては、毎月の「国際収支状況」（図表5、いわゆる『新聞発表』資料）において公表されるほか、「国際収支統計月報」には全項目が掲載される。

(1) 経常収支

イ. 貿易・サービス収支

(イ) 貿易収支

従来の「貿易収支」は、「一般商品」（非貨幣用金を含む）の輸出入のみで構成

(図表5) 「国際収支状況」における公表項目

総括表

(付表)

	1. サービス収支 (受払、収支尻)	2. 所得収支 (受払、収支尻)	3. 経常移転収支 (受払、収支尻)	4. 投資収支 (資産・負債)	5. その他資本収支 (受払、収支尻)
経常収支 貿易・サービス収支 貿易収支 輸出 輸入 サービス収支 所得収支 経常移転収支 資本収支 投資収支 直接投資 証券投資 その他投資 その他資本収支 外貨準備増減 誤差脱漏	輸送 海上輸送 旅客 貨物 航空輸送 旅客 貨物 旅行 その他サービス 通信 建設 保険 金融 情報 特許等使用料 その他営利業務 文化・興行 公的その他サービス 計	雇用者報酬 投資収益 直接投資収益 証券投資収益 その他投資収益 計 (参考) 貿易外収支 (=サービス+所得)	公的部門 その他 計	直接投資 株式投資 その他投資 証券投資 株式 債券 中長期債 短期債 金融派生商品 その他投資 貸付・借入 長期 短期 貿易信用 長期 短期 現預金 雑投資 計	資本移転 公的部門 その他 その他資産 計

されていたが、新統計では「貿易収支」の対象範囲を拡張し、「一般商品」に加え、従来「貿易外収支」に含まれていた「加工用財貨」、「財貨の修理」、「輸送手段の港湾調達財貨」の3項目についても、「貿易収支」に含めることとした。このほか、これまで「一般商品」に含まれていた非貨幣用金のうち投資用金を除く部分を、新たに「非貨幣用金」として分類した。なお、これら5つの内訳項目についても、輸出、輸入、収支尻に区分して公表することとした。

a. 一般商品

現実に（またはみなしの形で）居住者・非居住者間で所有権が移転する動産を計上する項目。なお、従来の貿易収支から非貨幣用金を控除したものと一致する。

b. 加工用財貨

手数料を対価として支払うとの契約に基づいて加工のために輸出（輸入）された財貨（例えば原油、織物等）および加工後に再輸入（再輸出）された財貨（例えば原油から生成された石油製品、織物から加工された衣料品等）を、加工前および加工後のグロスの評価額で計上する項目。この項目は所有権の移転が行われておらず、所有権移転原則の例外である。

c. 財貨の修理

船舶、航空機など、大規模な修理のために輸出（輸入）され、修理後に再輸入される取引について、グロスではなく修理価額を計上する項目。「加工用財貨」と同様に所有権移転原則の例外。

d. 輸送手段の港湾調達財貨

居住者（非居住者）所有の船舶、航空機等の輸送手段が海外（国内）で調達した財貨（例えば燃料、食料、備品等）を計上する項目。これらに関連して提供されるサービス（例えば曳船、保管等）は当項目に含めず、サービス収支の「その他輸送サービス」に計上。

e. 非貨幣用金

通貨当局が準備資産として保有する金（貨幣用金）および金投資口座等にかかる金（投資用金）以外のすべての金（工業用あるいは価値保蔵用の金）の輸出入を計上する項目。なお、貨幣用金は「外貨準備増減」に、投資用金は「投資収支」の「雑投資」にそれぞれ計上する。

(ロ) サービス収支

従来の貿易外収支のうちサービス取引にかかる部分に相当する。前述のとおり、一部の項目が貿易収支に移管されたほか、サービス収支の内訳項目が細分化されている。各内訳項目は受取、支払、収支尻別に公表される。

a. 輸送

居住者（非居住者）が非居住者（居住者）のために行った、旅客の運搬、貨物の輸送、乗員を含む輸送手段のチャーターおよびこれらに付随するサービスを計上する項目。輸送手段により「海上輸送」、「航空輸送」および「その他輸送」（三国間輸送の陸路等）の3つに区分されるほか、海上、航空については、サービスの内容により以

下の内訳区分（「旅客」、「貨物」、「その他」）を設けている。

①旅客

わが国と海外との間または二つの外国経済圏の間で、居住者輸送手段による非居住者の国際輸送（受取）、および非居住者輸送手段による居住者の国際輸送（支払）において提供されるすべてのサービス（例えば旅客運賃、旅客が輸送手段搭乗中に行う飲食物に対する支出等）を計上。

②貨物

財貨の輸出入および三国間輸送にかかる輸送サービスを計上。なお、財貨の価額と貨物サービスの計上額を区分する上での統計作成上の原則として、財貨の評価額は輸出国の関税境界における F O B（free on board）価額であること、貨物運賃は輸入国側が負担するものであること、の2点が計上慣行となっている。したがって、わが国の輸入に関して、輸出国の関税境界において輸送手段に貨物が積み込まれた後に、わが国の域内もしくは域外で非居住者が行ったすべての輸送サービスは、わが国の支払として計上する。一方、わが国の輸出に関し、関税境界において貨物が輸送手段に積み込まれた後に居住者が行った輸送サービスは受取に計上される（同じく積み込まれる前に行われた輸送サービスは財貨の F O B 価額に含まれるものとみなす）。また、第三国間の財貨輸送において居住者が提供するサービスも受

取に計上する。

③その他

港湾、空港などにおいて提供されるサービス、例えば、貨物取扱（積み下ろし等）、保管・倉庫業、梱包・解梱、曳船および輸送設備の保守・清掃等が含まれる。

b. 旅行

居住者（非居住者）が自己の使用に供するために海外（国内）で取得した財貨、サービス（例えば、宿泊、飲食物、娯楽、交通、土産品等）を計上。なお、国際間移動に関する旅客運賃は「輸送」に計上。

旅行は、目的別に「業務」、「業務外」に区分される。

①業務

業務活動のため海外に行く旅行者、例えば、途中下車中の輸送手段の乗員、公務旅行中の政府職員、公務中の国際機関職員、および販売促進・市場調査・会合・生産等の業務目的で海外に出張している旅行者、等を計上対象とする。

②業務外

上記の業務以外の目的で海外に行く旅行者を対象とする。例えば、休暇、スポーツへの参加、娯楽・文化活動等の余暇活動、親族・知人訪問、巡礼その他の宗教活動、研究（留学生を含む）および保健関連（医療患者を含む）等を目的とする旅行。

c. その他サービス

その他サービスには、輸送、旅行以外の国際サービス取引を計上する。従

来の統計では、これらの項目は一部を除いて内訳区分されていなかったが、通信、金融、情報等の各種サービス項目に対する分析ニーズの増大を勘案し、今回の改訂を機に新たに内訳分類を細分化し、公表することとした。

①通信

居住者・非居住者間の国際通信取引を計上する。例えば、電話、テレックス、ケーブル、電信、放送、衛星、電子郵便、ファクシミリ・サービス等による音声、映像などの遠隔通信、並びに国営の郵便機関およびその他の郵便業者による、手紙、新聞、定期刊行物、パンフレット等の印刷物、小包、小荷物の集配、クーリエサービスなど。

②建設

国内（外国）企業が外国（国内）において行う建設・据付け工事を計上する。工事に使用するために当該企業が輸入した財貨は「貿易収支」ではなく、「建設サービス」に計上し、一方、現地備品等に関する支出は「その他業務サービス」に計上する。

企業の海外子会社、支店等が行う建設工事は、当該国の生産の一部となるため、計上対象外とする。

③保険

居住者（非居住者）保険業者が非居住者（居住者）に提供する種々の形態の保険（貨物保険、生命保険、その他の傷害・損害保険、医療保険、火災・海上・航空保険、再保険等）の保険サービス料、代理店手数料を

計上する。なお、損害保険金については、対価を伴わない資金の授受であることから「経常移転」に、また生命保険金については、加入者が保険会社で運用している金融資産とみなして「投資収支・その他投資」に計上する。

④金融

居住者・非居住者間で行われた金融仲介および付随的サービスを計上する。例えば、信用状、銀行引受手形、与信枠、ファイナンシャルリースおよび外国為替取引等に伴う仲介手数料、証券（金融派生商品を含む）取引手数料、商品先物取引業者の委託手数料、資産管理・顧問サービス・証券カストディサービス等に伴う手数料が含まれる。

⑤情報

居住者・非居住者間におけるコンピュータ・データ・サービスおよびニュース関連サービスを計上する。前者には、データベースの開発・保管・オンラインサービス、データ処理、ハードウェアのコンサルタント、ソフトウェアの設計・開発、関連機器の保守・修理等を含み、後者には、報道機関に対する情報提供（通信社）サービス等を含む。

⑥特許等使用料

工業所有権・鉱業権使用料、および著作権等使用料を計上する。ただし、プログラム・データベース利用料等は「情報」に、上・放映権料は「文化・興行」に計上。

なお、権利そのものの取得・譲渡については「その他資本収支・その他資産」に計上する。

(工業権・鉱業権使用料)

特許等使用料の内訳として設ける項目。ノウハウ、フランチャイズ、商標を含み、これらの権利の使用料または技術・経営指導料の受払を計上する。

⑦その他営利業務

上記①～⑥以外の居住者・非居住者間の多様なサービス取引を計上する項目で、以下の3区分の内訳を設ける。

(仲介貿易・その他貿易関連)

居住者(商品ブローカー、ディーラーおよび代理店等)と非居住者間の仲介貿易にかかるサービス料、およびその他の財貨・サービス取引にかかる委託手数料を計上する。

(オペレーショナルリース)

居住者・非居住者間のリース(ファイナンシャルリース以外)、および乗員を含まない船舶・航空機等の輸送設備のチャーター料を計上する。

(その他業務・専門技術サービス)

法務・経理・経営コンサルティング、広告・市場調査、研究開発・実験、建築設計、農業・鉱業指導、翻訳・通訳等を含む専門技

術サービスを計上する。

⑧文化・興行

報道用以外の映像・音響等サービス料(製作費、賃貸借料、上・放映権料等を含む<ニュース関連のフィルム・テープ賃貸借料等は「情報」に計上>)、演劇・音楽・スポーツ・美術展等にかかる報酬、興行権等に関する費用の受払を計上。

⑨公的その他サービス

上記各項目に含まれない政府(国際機関を含む)のサービス取引を計上。具体的には政府公館・軍隊等とこれら諸機関が駐在する経済圏の居住者および他の経済圏とのすべての取引が含まれる(公館等の経常経費のほか館員・家族等の個人的支出も含む)。

ロ. 所得収支

「雇用者報酬」と「投資収益」で構成され、受取・支払・収支尻の区分を行う。

(イ) 雇用者報酬

季節労働者等の短期労働者(非居住者)が、自国以外での労働により稼得した(居住者から支払われた)報酬等を計上する項目で、大使館等の現地職員に支払われる賃金も含まれる。なお、居住者(注8)となった外国人労働者の留守宅送金等は、「経常移転」の「労働者送金」に計上する。

(注8) わが国に滞在している外国人のうち、滞在期間が6か月以上にわたる者、およびわが国の企業に勤務する者は、居住者として扱われる。

(ロ) 投資収益

対外（内）金融資産を居住者（非居住者）が所有することから生じる所得で、「直接投資収益」、「証券投資収益」、「その他投資収益」の3項目から構成される。なお、今回の改訂で、直接投資収益の中に「再投資収益」が、「証券投資収益」の中に「金融市場・金融派生商品」の項目が新設されている。

a. 直接投資収益

ある経済圏の直接投資家が、他の経済圏の企業に直接投資資本（不動産を含む）を所有することから生ずる所得を計上する。

① 出資所得

（配当金・配分済支店収益）

直接投資家が海外子会社・関連企業・支店から受け取る配当金、支店収益等を計上。

（再投資収益）

直接投資先の収益のうち配当金等として配分されていない収益で、直接投資家の持ち分を計上（前述2.（2）「再投資収益の計上」参照）。なお、対応勘定は、「投資収支・直接投資・再投資収益」に計上。

② 利子所得等

直接投資家と直接投資先との間の企業間債務に関連して支払われる利子所得（貸付・借入金利子、債券利子等）を計上する。

b. 証券投資収益

直接投資に含まれない株式、中長期債および金融市場商品の保有から得ら

れる所得、金融派生商品にかかる所得、の居住者・非居住者間の受払を計上する項目。以下の内訳区分を設ける（内訳区分項目の各所得が発生する元になった取引の内容については後述「資本収支」参照）。

① 配当金

出資にかかる所得（配当）を計上。

② 債券利子等

債券（金融市場・金融派生商品を含む）にかかる所得（利子）を計上。なお、以下の2内訳を設ける。

（中長期債）

中長期債利子には、今回新たにゼロクーポン債利子も発生主義により計上することとした（前述2.（2）「ゼロクーポン債利子の発生主義による計上」参照）。なお、ゼロクーポン債利子の対応勘定である「投資収支・証券投資・債券・中長期債」にも同額を計上。

（金融市場・金融派生商品）

金融市場商品利子としては、原契約期間が1年以内の証券（海外で発行されたCD等を含む）の利子、金融派生商品利子としては、金利・通貨スワップ、FRA等の取引にかかる利子等を計上する。

c. その他投資収益

居住者・非居住者間のその他すべての債権・債務にかかる利子の受払を計上する。なお、以下の内訳区分を設ける。

① 延払利子

貿易信用の供与もしくは享受にか

かる利子、および割賦販売代金のうちの利子部分を計上。

②貸付・借入利子

借款にかかる利子、貸付・借入金にかかる利子を計上。

③預金利子

預け金・預り金にかかる利子を計上。

④その他

他の項目に該当しない投資収益（有価証券の品貸（借）料、ファイナンスリース料のうちの利子部分等）を計上。

ハ. 経常移転収支

「資本移転」（後述）以外のすべての移転（可処分所得の水準に直接影響を及ぼすことにより消費に影響する）を計上する項目。「公的部門」と「その他部門」に分類、受取・支払・収支尻についても公表する。なお、旧統計では、取引当事者の少なくとも一方が一般政府である取引を公的部門に分類していたが、新統計では居住者が公的部門であるかどうかにより区分する。

（イ）公的部門

a. 無償資金協力

政府（中央政府のほか地方政府、社会保障基金を含む）と外国政府・国際機関との間の食料・医療品・衣料等消費財や関連する経常費用の無償資金協力を計上。なお、固定資本形成にかかる移転（投資贈与）は当項目に含めず、「資本移転」に計上する。

b. 国際機関分担金等

国際機関に対する日本政府の分担金・拠出金等を計上。

（ロ）その他

a. 労働者送金

海外勤務者からの留守宅送金および居住者となった外国人労働者の本国への送金を計上。

b. その他移転

遺産・持参金・扶養送金等の個人間の贈与、慈善・宗教・科学・文化関連団体に対する定期的な拠出等を計上。

（2）資本収支

新統計における「資本収支（Capital and Financial Account）」は、「投資収支（Financial Account）」と「その他資本収支（Capital Account）」の2項目で構成される。ちなみに、旧統計の「資本収支（Capital Account）」は、新マニュアル上の「資本勘定（Capital Account）」ではなく、むしろ「財務勘定（Financial Account）」に類似した概念ではあるが、わが国では、「資本収支」という呼び名が、広く一般に定着している状況を考慮し、国内公表形式としては「資本収支」の呼称をそのまま残すこととした。

なお、取引を反映しない増減、例えば、SDRの配分および償却、所有権の移転を伴わない資産の為替・市況変動による評価増減等については、国際収支への計上は行わない（対外資産負債残高統計には反映される）。ただし、所有権が移転し、資産の取得・処分価格が異なる場合は、その市場価値が計上され、その差額（キャピタルゲイン・ロス）も「資本収支」に含まれる。

イ. 投資収支

新統計の「投資収支」は、旧統計の「長期資本収支」、「短期資本収支」および外貨準備増減

を除く「金融勘定」に相当する項目。なお、新統計では、証券投資の計上における両建て計上問題の是正（前述2.（4）「証券投資の両建て計上の是正」参照）を行った上で、従来と同様「資産」（居住者の非居住者に対する債権）・「負債」（同じく債務）別に分類を行う。また、「証券投資」と「その他投資」については、部門別区分を設け、資産については居住者の債権者が属する部門、負債については居住者の債務者が属する部門にしたがって、「公的部門」、「銀行部門」、「その他部門」に3分類して公表する。

（イ）直接投資

直接投資とは、居住者（非居住者）である直接投資家（親会社）による非居住者（居住者）である直接投資企業（子会社、関連会社、支店）に対する永続的権益の取得を目的とする国際投資であり、「株式資本」、「再投資収益」、「その他資本」の3つの内訳区分を設けている。なお、わが国では国際収支統計作成上の直接投資企業の範囲として、出資の割合が10%以上の法人などの外為法上の定義を原則準用しているほか、非法人企業である支店も対象としている。

直接投資家が、居住者であれば「資産」（対外直接投資）に、非居住者であれば「負債」（対内直接投資）に区分、計上するが、居住者と非居住者が相互に10%以上の資本を持ち合っている場合などについては、資産・負債の双方に計上する。なお、旧統計では、子会社等（関連会社を含む<以下同>）が親会社に対して行う投資（いわゆる『負の投資』）について、それが「直接投資」に該当しない出資

（10%未満の出資等）である場合は「証券投資」として計上していたが、新統計では、新マニュアルに準拠し、これらの『負の投資』は、直接投資家により投下された資本を相殺するものとみなし、逆向きの「直接投資」として計上することとした。すなわち、直接投資家が居住者であれば「対外直接投資」の子会社等に対する『債務』、同じく非居住者であれば「対内直接投資」の親会社に対する『債権』として、それぞれ計上する。

また、親会社または子会社等の双方またはいずれか一方が、銀行・証券等の金融仲介業務を行う会社である場合、親子会社間で行う企業間取引については、株式投資に関連した取引のみを「直接投資」として取り扱い、それ以外の債権・債務に関する諸取引は、当該会社の本来業務である金融仲介業務とみなして、「証券投資」または「その他投資」に計上する。

a. 株式資本

子会社等の株式、支店の出資持ち分およびその他の資本拠出（資本準備金等）を計上する。

b. 再投資収益

子会社等からの未配分収益のうち直接投資家の取り分および直接投資家に対し未送金の支店の収益。ここには「直接投資収益」で計上した再投資収益と同額が逆符号で計上される。

c. その他資本

直接投資家と子会社等もしくは支店との間の資金貸借（企業間信用）を計上。

なお、居住者（非居住者）による海

外（国内）不動産の取得・処分についても、当項目に計上する（注9）。

（ロ）証券投資

「証券投資」の対象となるのは、持ち分権証券（株式）、負債性証券（中長期債、短期債、TB、CD、CP等の金融市場商品のほか、金融派生商品を含む）である。ただし、「直接投資」や「準備資産」に含まれる対外証券取引は除外される。なお、原則として「資産」には非居住者発行証券の取引を、「負債」には居住者発行証券の取引を計上する。

株式・債券等を対象とした「証券貸借取引」については、従来、当該証券の所有権が移動していないことから、非計上の扱いであったが、新統計では、所有権が移動したものとみなして「証券投資」に含めて計上する一方、対応勘定として「貸付・借入」に同額を逆符号で計上することとした。すなわち、居住者による非居住者への円払証券の貸しは同証券（負債）の売却（ただし売却代金の入金が生じないことから対応勘定として「その他投資・貸付・短期・証券貸借取引」に同額を計上）に、外貨証券の借りは同証券（資産）の購入（同様に「その他投資・借入・短期・証券貸借取引」に同額を計上）に、それぞれ擬制して計上を行う。なお、貸借取引の返済においては、「証券投資」と「貸付・借入」が同額減少することになる。ただし、金銭による返済が行われ

る場合は、当該金額を証券投資額から控除する（例えば、居住者が非居住者に貸していた証券の返済を受ける代わりに金銭（「現預金」）を受け取る場合は、「現預金」の増分だけ「証券投資」を減少させることでバランスする）。

a. 株式

「資産」には、外国株式の取引（売買のほか、居住者による転換社債の株式転換およびワラント権利行使による株式取得、非居住者が国内で発行・募集した株式もしくは外国株式を対象とした貸借取引を含む）を計上、「負債」には本邦株式の取引（同じく非居住者による転換社債の株式転換およびワラント権利行使による株式取得、居住者が海外で発行・募集した株式もしくは本邦株式を対象とした貸借取引を含む）を計上。

b. 債券

中長期債、短期債、金融派生商品の3項目で構成される。

①中長期債

中長期債には、原契約上の満期までの期間が1年超の各種債券、CD、CP等の居住者・非居住者間の取引（売買、発行・償還および証券貸借取引）を計上する。内訳区分として「証券売買」、「発行・償還」を設ける。（証券売買）

通常の証券売買、中長期債を対象とした証券貸借取引のほか、「資

（注9）これは、国際収支統計作成上の慣行として、不動産に対する所有権は常に居住者が保有しているものと解され、非居住者が実態上の不動産の所有者である場合は、非居住者による不動産（非金融資産）の所有権を、金融資産に対する債権（直接投資債権）とみなしているため。

産」の取得には、ゼロクーポン債利子の期中按分額（「所得収支・投資収益・証券投資収益・債券利子等」の対応勘定）を含む。また、「資産」および「負債」の処分には、転換社債の株式転換・ワラント債の代用払込みによる減少額を含む。

なお、旧統計では現先取引を「短期資本収支・証券投資」に含めていたが、新しい統計では、「証券投資」には含めず、「その他投資」の「貸付・借入」に計上する。

（発行・償還）

「資産」項目では、「円建外債等の発行・償還」として、非居住者が国内で発行した中長期債（円建外債・外貨建外債）の発行・償還額を計上。一方、「負債」項目では、「外債の発行・償還」として、居住者が海外で発行・募集した外債の発行・償還額を計上。

②短期債

「短期債」には、原契約上の満期までの期間が1年以下の債券等（例えば、TB、CP、CD、金融債等）にかかる居住者・非居住者間の取引（売買、発行・償還等）を計上する。

③金融派生商品

特定の金融商品等（通貨、国債、株価指数、金利等）から派生した2次的商品として、オプション、ワラント、スワップ、先物取引等がある。これらは、将来のある時点において、現金あるいは本来の取引商品等の種々の形態により経済的便益を受け

取る権利を授受する取引であり、原取引とは区別し、独立した取引として本項目に計上する。計上対象となるのは、契約者間で実際に資金の受渡が行われる元本部分、オプションプレミアムおよび実現したキャピタルゲイン・ロス等であり、想定元本は計上しない。例えば、居住者が非居住者から（に対し）コールないしプット・オプションを購入（売却）した場合、支払（受取）プレミアム相当額を「証券投資・金融派生商品」として資産（負債）に計上する。なお、スワップ取引の交換利息は「所得収支」に、手数料は「サービス収支」に計上される（後掲図表6）。

（ハ）その他投資

直接投資、証券投資および外貨準備に該当しないすべての資本取引を計上する。形態別に「貸付・借入」、「貿易信用」、「現預金」および「雑投資」の4項目に区分する。なお、「現預金」以外の各項目については、原契約上の満期までの期間により長期（1年超）・短期（1年以下）の区分を設ける。

a. 貸付・借入

「資産」には「貸付」、「負債」には「借入」と表示（いずれも旧統計上の「長期・短期資本収支」の「借款」に相当する概念）。なお、新統計では、新たに「証券貸借取引」（「証券投資」に含まれている「証券貸借取引」の対応勘定）を計上するほか、旧統計の「短期資本収支・証券投資」から「現先取引」

(図表6) 新統計における主要な金融派生商品の計上方法

派生商品の種類	取引内容	国際収支統計計上項目		今回新たに分類計上する項目(注)	旧統計でも類似の項目に計上していた項目
		総括表項目			
金利スワップ	想定元本 交換利息 手数料	計上対象外	—	—	—
		所得収支	証券投資収益・金融市場商品・金融派生商品	○	
		サービス収支	その他サービス・金融		○
通貨スワップ	交換元本 交換利息 手数料	投資収支	証券投資・債券・金融派生商品	○	
		所得収支	証券投資収益・金融市場商品・金融派生商品	○	
		サービス収支	その他サービス・金融		○
金融先物取引	キャピタルゲイン・ロス 証拠金	投資収支	証券投資・債券・金融派生商品	○	
		投資収支	その他投資・現預金(雑投資)		○
F R A	キャピタルゲイン・ロス	所得収支	証券投資収益・金融市場商品・金融派生商品	◎	
F X A	キャピタルゲイン・ロス	投資収支	証券投資・債券・金融派生商品	◎	
オプション (取引所取引分)	プレミアム 証拠金	投資収支	証券投資・債券・金融派生商品	○	
		投資収支	その他投資・現預金(雑投資)		○
オプション (店頭取引分)	プレミアム 保証金等	投資収支	証券投資・債券・金融派生商品	◎	
		投資収支	その他投資・現預金(雑投資)	◎	
ワラント取引	外貨ワラント 円貨ワラント	投資収支	証券投資・債券・金融派生商品	○	
		投資収支	証券投資・債券・金融派生商品	◎	

(注) ◎印は、旧統計では計数が捕捉されず誤差脱漏要因となっていた項目。

を、同じく「長期資本収支・その他」からファイナンシャルリース等を、さらに「金融勘定・為銀部門」から本支店勘定、貸付・借入、コールローン・マネー等大半の取引を移項している。

①長期

「銀行部門」には対外貸付・借入のほか本支店勘定等を、「公的部門」貸付には世銀円貸、円借款等、借入には世銀円借等を、「その他部門」貸付にはファイナンシャルリース、資源開発関連の実質的な借款等、借入にはユーロ円インパクトローン等を計上する。

「資産」では、供与・回収・ネットに、「負債」では、借入・返済・ネットに、それぞれ区分して計上する。

トに、それぞれ区分して計上する。

②短期

本支店勘定、コールローン・マネー等の短期の貸付・借入のほか、内訳として、「現先取引」、「証券貸借取引」を区分計上。

(現先取引)

居住者による買い現先の実行は貸付の供与に、売り戻しは回収に計上。一方、売り現先の実行は借入に、買い戻しは返済に計上する。

(証券貸借取引)

「証券投資」に計上されている「証券貸借取引」の対応勘定であり、証券貸し相当額を「貸付」に、証券借り相当額を「借入」に、それ

ぞれ計上する（前述「証券投資」参照）。

b. 貿易信用

財貨・サービスの取引において、直接輸出者あるいは輸入者が信用を供与する場合や、貿易取引に関連した進行中の業務に支払われた（受け取られた）前払い金（前受け金）に対する債権・債務を計上する。

「資産」には輸入前払・延払輸出・割賦販売等を計上。「負債」には輸出前受・延払輸入・BCユーザンス・割賦購入等を計上。

①長期

旧統計の「長期資本収支・延払信用」に概ね相当。

「資産」では、供与・回収・ネットに、「負債」では、借入・返済・ネットに、それぞれ区分して計上。

②短期

旧統計の「短期資本収支・貿易信用」に概ね相当。

c. 現預金

預金には国際機関・外国政府等との取引や金融先物取引等に伴う委託証拠金等を含む。なお、「負債」の部門区分は、預り金受入が可能な「公的」、「銀行」の2部門のみ。

d. 雑投資

「貸付・借入」、「貿易信用」、「現預金」以外の種々の項目、例えば、国際機関への出資金、投資用金、貿易手形、各種仮受・仮払勘定等を計上する。

①長期

「資産・公的部門」の内訳項目として、「国際機関出資」を区分し公表

する。

②短期

「資産」の内訳項目として、「投資用金」を設ける。これは、旧統計では「貿易収支」に含まれていた金貯蓄口座・金投資口座等にかかる金の受渡をネットベース計上するもの（前述2.（3）「投資用金の投資収支への移項」参照）。

ロ. その他資本収支

今回の改訂で新しく設けられた収支概念で、「資本移転」と「その他資産」で構成される。それぞれの項目について、受取・支払・収支尻の区分を行う。

(イ) 資本移転

資本形成のための無償資金援助や相続税・贈与税の支払等の固定資産の取得・処分にかかわる資金の移転、対価のない固定資産の所有権の移転、および債権者と債務者の合意に基づく債権者への見返りなしの金融債務の免除から構成される。なお、「公的部門」と「その他」の2部門に分類され、「公的部門」の内訳として「無償資金協力」、「その他」の内訳として「債務免除」を区分、公表する。

(無償資金協力)

政府が非居住者に対し行う総固定資本形成のために使用する資金もしくは現物の移転、いわゆる投資贈与を計上する。

(債務免除)

債務免除が行われた場合の国際収支上の具体的計上方法としては、「投資収支・貸付（借入）」が一旦「回収（返済）」されたものとみな

す一方、「その他資本収支・債務免除」の「支払（受取）」を計上することで相殺する。

(ロ) その他資産

非生産非金融資産の取得・処分を計上する。具体的には大使館・国際機関等による土地の取得・処分（注10）や特許権・著作権・商標権・販売権等の取得・処分（特許権等の使用料については「サービス収支」に計上）のほか、譲渡可能な契約等の取得・処分が含まれる。

(3) 外貨準備増減

通貨当局が、国際収支不均衡の直接的ファイナンス（貨幣用金、SDR・IMFリザーブポジションの利用等）や為替市場介入による間接的な調整等を目的として保有する、直ちに利用可能で、かつその管理下にある対外資産の増減を計上する項目。具体的には、貨幣用金（通貨当局が準備資産として保有する金）、SDR、IMFリザーブポジション、外貨資産（現金、預金、有価証券）等により構成される。

なお、「準備資産」の条件を満たさない債権は「証券投資」、「その他投資」に計上する。

4. 組替え統計から見た新統計の特徴

大蔵省および日本銀行は、昨年9月、新統計の作成開始に先立ち、新年度の経済見通し等を策定する際の参考データを提供することを企図して、1991年1月から1995年3月までの国際収支につき新ベースによる遡及（組替え）統計を作成し、公表した（95年4～12月分の遡及統計も原資料がそろい次第、順次作成する予定）。遡及統計は、旧統計において把握されていた内訳項目データを、新統計の概念に組替えることによって作成した新統計の近似値（注11）であり、新統計そのものとは異なるが、新統計のイメージをつかむ上での参考になるものと考えられることから、その主な特徴点を紹介することとする。

（経常収支の新旧比較）

組替え計数算出上の、新旧の経常収支の関係は、

$$\text{「新ベース経常収支」} = \text{「旧ベース経常収支」} - \text{「投資用金」} - \text{「資本移転収支」}$$

と表されることから、経常収支の黒字幅が、新旧いずれの統計において大きくなるかは、投資用金と資本移転の計上額の規模に依存することになる。ちなみに、新統計における経常黒字額は、91・92年度については「資本収支」へ移項

(注10) 国際収支統計作成の慣行上、不動産の所有権を持つものは、常に「居住者」とみなされる（「直接投資・その他資本」参照）が、大使館、国際機関等は当該国等の飛び地と考えられることから、居住者・非居住者間における不動産取引の唯一の例外の扱いとなる。

(注11) 新統計は、本年（96年）1月分から（月末残高報告は95年12月末分から）提出される新しい報告書に基づいて作成が開始されるが、新旧統計の継続性に対する統計利用者のニーズが強いことから、把握可能なデータを極力用いて遡及統計の作成を行ったもの。なお、新様式の報告により徴求される新統計に必要なデータは過年度分についてはそもそも存在しないことから、完全な形での新統計の遡及作成はできない。このため、遡及統計の利用に当たっては、項目によって区分不能として他の項目等に一括計上されているものがあるほか、店頭取引分の金融派生商品や再投資収益、証券貸借取引等、これまで把握されなかった項目はブランクのままとなっている点などに、留意する必要がある（従って、遡及統計における「誤差脱漏」の計数は、旧統計と同額）。

される「投資用金」の要因（注12）から、旧統計に比べ縮小する一方、93・94年度については、「投資用金」による攪乱要因は消えるものの、ODA等の増加により赤字幅を拡大している「資本移転」が「資本収支」に移項される影響を直接受けるようになることから、新統計の経常黒字幅の方が大きくなっている（図表7）。

（サービス収支は赤字基調持続）

「サービス収支」は「旅行」・「輸送」・「その他営利業務」サービスの赤字を主因として、5兆円前後の大幅赤字で推移しており、「貿易・サービス収支」で見ると、貿易黒字の3～4割方を相殺している形。特に「旅行」は、「サービス収支」赤字幅の5割強のウエイトを占めており、近年そのウエイトを徐々に高めている。「輸

（図表7） 組替え統計で見た新旧経常収支の比較

（単位 億円）

	1991年度	92年度	93年度	94年度
①新経常収支(②-④-⑤)	112,997	150,329	142,216	124,284
②旧経常収支	119,814	156,152	140,530	123,195
③新旧差額(①-②)	△6,817	△5,823	1,686	1,089
④投資用金	8,406	7,506	246	809
⑤資本移転収支	△1,589	△1,681	△1,932	△1,896

（注）四捨五入のため、端数において一致しないことがある（以下同）。

（注12）89・90年度にかけて、銀行・証券等による金投資・金貯蓄口座の販売拡大を映じ、投資用金輸入額が著増したため、旧統計の貿易黒字額は見掛け上大幅に縮小した。その後、91・92年度は一転して同口座の解約が集中したことから、投資用金輸入額は大幅マイナスに転じ、見掛け上の黒字幅を5%方上振れさせる結果となったことによるもの。

投資用金輸入額推移(旧統計ベース)

（単位 億円、%）

年 度	輸 出	輸 入	うち投資用金*	貿易収支	①/②
			①	②	
1985	397,597	262,481	4,050	135,116	3.0
86	337,703	175,353	△ 2,568	162,350	△1.6
87	322,231	192,035	△ 4,944	130,195	△3.8
88	342,947	220,764	△ 307	122,181	△0.3
89	383,134	283,237	10,162	99,899	10.2
90	407,746	309,918	6,144	97,829	6.3
91	415,082	264,032	△ 8,406	151,049	△5.6
92	417,747	248,567	△ 7,506	169,181	△4.4
93	383,852	229,874	△ 246	153,977	△0.2
94	393,020	250,019	△ 809	143,002	△0.6

*ここでは「投資用金」を「輸入」の内数として記載しており、マイナス符号はネット輸出超を表す。

送」は「旅行」に次ぐサービス収支の赤字要因で約2割のウエイトを占め、貿易黒字の増減に概ね連動する形^(注13)で推移している(図表8)。

(所得収支は黒字基調)

「雇用者報酬」の赤字幅は、国内雇用情勢の

悪化に伴い、縮小傾向にある。「投資収益」は、「証券投資収益」の大幅黒字を主因に黒字基調ではあるが、92年度からは、為替円高の進行を映じて、黒字幅は縮小気味となっている(図表9)。

(図表8) 組替え統計で見たサービス収支の推移

(単位 億円、%)

	1991年度	92年度	93年度	94年度	構成比
①貿易・サービス収支	82,724	106,894	105,647	90,594	△179.6
②貿易収支	141,232	160,305	152,690	141,031	△279.6
③サービス収支	△58,506	△53,411	△47,043	△50,434	100.0
③/②	△41.4	△33.3	△30.8	△35.8	—
輸送	△12,110	△10,597	△10,962	△12,141	24.1
旅行	△30,030	△28,381	△25,983	△28,292	56.1
通信	△397	△769	△478	△400	0.8
建設	1,197	3,644	3,066	2,661	△5.3
保険	379	△1,951	△1,970	△2,338	4.6
金融	△1,851	△1,152	△1,046	△187	0.4
情報*	—	—	—	—	—
特許等使用料	△4,643	△4,907	△3,556	△3,135	6.2
その他営業	△12,353	△9,763	△6,475	△6,788	13.5
文化・興行	△319	△460	△463	△376	0.7
公的その他	903	926	820	564	△1.1

*「情報」は旧統計からの峻別が不可能であるため、非計上。

(図表9) 組替え統計で見た所得収支の推移

(単位 億円、%)

	1991年度	92年度	93年度	94年度	構成比
所得収支	34,835	48,707	42,574	40,102	100.0
雇用者報酬	△1,076	△989	△823	△707	△1.8
投資収益	35,911	49,697	43,396	40,810	101.8
直接投資収益	6,240	7,795	7,154	7,508	18.7
証券投資収益	42,486	40,401	32,669	31,030	77.4
配当金*	—	—	—	—	—
債券利子等	42,486	40,401	32,669	31,030	77.4
その他投資収益	△12,818	1,500	3,572	2,273	5.7
延払利子	4,758	3,989	2,797	3,027	7.5
貸付・借入利子	△7,862	△2,475	1,070	2,157	5.4
預金利子	△11,679	△1,864	△1,616	△4,054	△10.1
その他	1,965	1,848	1,318	1,142	2.8

*「配当金」は旧統計からの峻別が不可能であるため、非計上。

(注13) 運賃コストは最終的に輸入者が負担するものと考えられ、国際収支上の「輸送」の受取には輸出分にかかる本邦運輸業者の収入を計上し、支払には輸入にかかる外国運輸業者への支出を計上する。このため、他の条件を一定とすれば、輸入の相対的な増加(貿易黒字の縮小)は、支払の増加により「輸送」収支が悪化することになる。

(資本収支の新旧比較)

「投資収支」は、旧統計の「長期資本収支」、「短期資本収支」、外貨準備を除いた「金融勘定」および「投資用金」の各項目を組替えることにより、また「その他資本収支」は旧統計の「移転収支」から該当分を抽出することにより作成している。

資本収支全体としては、外貨準備増減と誤差脱漏を加えると、経常収支の反対勘定となることから、経常黒字の増減と対称的な動きとなる(図表10)。個別の動きを見ると、「直接投資」、「証券投資」、「長期・貸付借入」、「貿易信用」等は、旧統計の相当する項目とほぼ同様の推移を

辿っている一方、「短期・貸付借入」はウエイトの大きい「金融勘定」の本支店勘定等に影響されて、旧統計の「短期資本収支・借款」とはかなり異なる動きとなっている。

なお、新統計の「証券投資・中長期債・証券売買」には、「証券貸借取引」や「証券投資の両建ての是正分」等、取引のボリュームが大きいにもかかわらず旧統計では捕捉されていなかったため組替え統計にも反映されていない項目の計数が、新たに合算計上されるようになることから、新統計と組替え統計との間で大幅な統計の不連続が生じることもあり得る。

(図表10) 組替え統計で見た資本収支の推移

(単位 億円、%)

	1991年度	92年度	93年度	94年度	構成比
資 本 収 支	△116,279	△130,979	△109,821	△ 77,602	100.0
投 資 収 支	△114,689	△129,300	△107,890	△ 75,706	97.6
直 接 投 資	△ 30,120	△ 17,865	△ 17,120	△ 17,453	22.5
証 券 投 資	49,567	△ 52,030	△ 14,623	△ 67,447	86.9
株 式	48,417	6,142	36,000	9,073	△ 11.7
中 長 期 債	3,999	△ 59,793	△ 41,843	△103,662	133.6
短 期 債	△ 847	4,905	△ 7,567	26,455	△ 34.1
金融派生商品*	△ 2,000	△ 3,289	△ 1,208	687	△ 0.9
そ の 他 投 資	△134,137	△ 59,404	△ 76,148	9,195	△ 11.8
貸 付 ・ 借 入	△ 38,160	△ 12,548	△ 30,204	34,921	△ 45.0
長 期	28,408	8,915	△ 4,024	△ 19,237	24.8
短 期	△ 66,568	△ 21,463	△ 26,180	54,158	△ 69.8
貿 易 信 用	3,014	7,032	4,624	513	△ 0.7
現 預 金	△105,928	△ 51,917	△ 61,358	△ 26,407	34.0
雑 投 資	6,939	△ 1,973	10,786	164	△ 0.2
そ の 他 資 本 収 支	△ 1,589	△ 1,681	△ 1,932	△ 1,896	2.4

* 「金融派生商品」は、従来から把握できていた取引所での取引にかかる金融先物等の計数のみを計上。

おわりに

新しい国際収支統計は、本年（96年）1月分から作成されることとなるが、原則として従来同様、翌々月の初旬に速報を公表するほか、四半期毎に確報、年2回半期毎に地域別統計を、それぞれ公表する予定である。また、新しい対外資産負債残高統計（96年末分）については、97年5月に96年中分の国際収支統計と合わせて閣議報告の上、公表する予定である。

今回の30年ぶりの抜本的な統計改訂では、旧統計が抱えていた問題点について、報告者の負担に配慮しつつ、現時点で対応可能な範囲で改善を図ると共に、多様化している統計利用者のニーズにも極力応じられるよう、公表内容の大幅な充実化（前述3.「新統計構成項目の内容」参照）を図った（注14）。

もっとも、新統計の中にもいくつかの未解決の問題、例えば、新マニュアルと外為法の定義

の間の微妙な違い（注15）や、発生主義・時価評価原則の徹底が不十分な点などが残されており、引き続き、その点についての検討が必要となろう。また、今後わが国経済のグローバル化や世界経済の相互依存関係の一段の進展が予想される中、国際収支統計の重要性はさらに高まるものと考えられるだけに、その改善に向けての不断の検討と機動的な対応が求められよう。その際、徴求する報告の重複の排除・整理統合や報告媒体の電子化等による報告者の負担軽減に配慮すべきであることは言うまでもないが、その上で、経済・金融取引自由化の進展の下での情報開示の必要性や公共財としての統計の重要性などについて、報告者の一層の理解と協力を得つつ、より利用価値の高い統計として、国際収支統計の充実を図っていくことが重要であろう。

（国際局）

（注14）国際収支統計の関連統計として、これまでは「国際収支状況」公表時に「金融勘定・為銀部門」の残高である「外国為替公認銀行対外短期資産負債残高」を公表していたが、本年1月末分以降は、同「中長期資産負債残高」についても公表することとした。

（注15）居住者・非居住者の定義について、新マニュアルではある国に入国し1年以上滞在しているかどうかを基準としているのに対し、わが国では外為法令の規定に従い、原則として、日本人の場合は海外での滞在期間が2年以上の者を非居住者、外国人の場合は本邦での滞在期間が6か月以上の者を居住者としている。また、直接投資企業の定義についても、新マニュアルでは投資家の実質的な議決権が10%以上あれば、孫会社以下でも直接投資企業となるのに対し、わが国では外為法上の規定により対内直接投資企業には孫会社以下が含まれる一方、対外直接投資企業には孫会社以下が含まれない扱いとなっている。